（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第四条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合） **第十七条**　次に掲げる義務が履行された場合には、投資法人の出資剰余金の額は、当該義務の履行により投資法人に対して支払われた金銭の額が増加するものとする。 一　［略］ 二　法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に規定する支払をする義務 三　［略］ （注記表の区分） **第五十八条**　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 ［一～四　略］ 五　会計上の見積りに関する注記 六～十八　［略］ 十九　収益認識に関する注記 二十　［略］ （重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第六十一条**　［略］ 2　投資法人が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一　当該投資法人の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容 二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 三　前二号に掲げるもののほか、当該投資法人が重要な会計方針に含まれると判断したもの （会計上の見積りに関する注記） **第六十一条の四**　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。 一　会計上の見積りにより当該営業期間に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌営業期間に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの 二　当該営業期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額 三　前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 **第六十一条の五・第六十一条の六**　［略］ （収益認識に関する注記） **第六十九条の二**　収益認識に関する注記は、投資法人が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。 一　当該営業期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	（成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第八十四条第四項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に規定する支払をする義務 三　［同上］ （注記表の区分） **第五十八条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ 五～十七　［同上］ ［号を加える。］ 十八　［同上］ （重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第六十一条**　［同上］ ［項を加える。］ ［条を加える。］ <